令和 5 年第 1 回さくら市議会 定 例 会 提 案 理 由 説 明 書

## 説明書目次

番号	項    目   名	ページ
1	令和5年度市政執行の基本方針等について	P 5
2	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について	P 13
3	さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	P 13
4	さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する 条例の制定について	P 13
5	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部改正について	P 14
6	さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	P 14
7	さくら市博物館条例の一部改正について	P 14
8	さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正について	P 15
9	さくら市道路占用料徴収条例の一部改正について	P 15
10	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改正について	P 16
11	さくら市営住宅管理条例の一部改正について	P 16
12	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部改正について	P 16
13	令和4年度さくら市一般会計補正予算(第12号)	P 17
14	令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計補正予算(第 3 号)	P 18
15	令和4年度さくら市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	P 18
16	令和4年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	P 19
17	令和5年度さくら市一般会計予算	P 20
18	令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計予算	P 23

番号	項    目   名	ページ
19	令和5年度さくら市国民健康保険特別会計予算	P 24
20	令和5年度さくら市後期高齢者医療特別会計予算	P 25
21	令和5年度さくら市介護保険特別会計予算	P 25
22	令和5年度さくら市水道事業会計予算	P 26
23	令和5年度さくら市下水道事業会計予算	P 27
24	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
25	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
26	さくら市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	P 28
27	南和田辺地に係る総合整備計画の変更について	P 29
28	町又は字の区域変更について	P 29
29	市道路線の認定について	P 29
30	市道路線の廃止について	P 30
31	専決処分事項の報告について (熟田小学校長寿命化改良工事請 負契約の変更)	P 30
32	議案説明資料 参照法令等	P 32
33	さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例案新旧対照条文	P 35
34	さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例案新旧対照条文	P 36
35	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 39
36	さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例案新旧対照条文	P 45
37	さくら市博物館条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 46

番号	項目名	ページ
38	さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧 対照条文	P 47
39	さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照 条文	P 48
40	さくら市公共物管理及び使用料条例の一部を改正する条例案新 旧対照条文	P 59
41	さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P 63
42	さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の 一部を改正する条例案新旧対照条文	P 66
43	町又は字区域変更図	P 68
44	さくら市市道認定調書	P 70
45	さくら市市道廃止調書	P 72

令和5年第1回さくら市議会定例会の開会にあたりまして、 諸議案の説明に先立ち、令和5年度の市政経営に関する所信を 申し述べます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、2020年1月に国 内で最初の感染者が確認されてから、3年が経過しました。こ の間、医療、保健、介護を支えていただいている多くの方々に は、大変なご尽力を賜るとともに、市民の皆様や商店、事業所 等の方々には、感染拡大防止のための徹底した取組をお願いし ながら、ワクチン接種や感染対策を行ってまいりました。未だ 終息の見通しが立たない状況ですが、経済活動との両立を図り ながら「市民の健康」、「仕事と暮らし」、「子ども達の学び」を 守ることを旨に、国、県、関係機関等と連携しつつ、感染症に 強い地域社会の実現を目指して柔軟かつスピーディーに本市独 自の対策・支援を加えるなど、引き続き怯むことなく取り組ん でまいります。

さて、令和5年度の市政経営についてであります。

まず、市税収入におきましては、新型コロナの影響に加えて、 特異な国際経済状況の中、輸入資源価格の高騰等に起因する食 糧費や光熱費などの社会活動に必要不可欠な物資の度重なる値 上げなどにより市民生活のみならず、社会全体において困難な 状況が継続していることから、引き続き非常に厳しい状況とな ることを覚悟致しております。困難な状況下での市政経営とな りますが、市民サービスの低下を招くことのないよう、本市が 目指す将来像、さくら市での「暮らしが楽しめる健康・里山・ 桜の小都市」の実現に向けて、質実主義のもと様々な手法を駆 使して前向きに取り組んでまいります。令和5年度が飛躍、向 上の年度となるよう、新たな挑戦となる施策の実行をはじめ、 効果効率を意識しながら、積極的にあらゆる施策に取り組んで まいります。

それでは、令和5年度に取り組んでまいります重点事項をご 説明申し上げます。

はじめに、「ポストコロナを見据えた強固な経済基盤づくり」 への対応でございます。

深刻な影響下にある地域経済活動の回復に向けまして、中小・小規模事業者への支援等を迅速かつ弾力的に行うと共に中小企業の規模拡大を支援し、活力ある中堅・中小企業の創出を促します。企業誘致を推進します。また、農業用資材等の高騰等で厳しい経営状況にある農業者を支援すると共に農産物の売

上を向上させ、園芸作物の作付面積拡大や担い手による効率的な営農を支援するため、農地の集積・集約化を図ります。引き続き農・商・工の各分野において市内経済の活性化に注力してまいります。

健全な財政基盤確立には不断の努力が欠かせないため、これまで以上に財源の確保、事業の選択と集中に取り組んでまいります。その中で特に、「ふるさと納税の増収達成」につきましては、自主財源づくりの一環として、大幅な増収達成に向けて効果的かつ多様な方策を講じながら更に注力してまいります。

二つ目、「自然災害への備え」でございます。

気候変動により気象災害が激化・頻発化しており、防災力の 強化は喫緊の課題です。

いのちとくらしを守る、災害に強い小都市を目指して、さくら市国土強靱化地域計画に基づく、国、県と連携したハード事業と、「防災・避難対策等検証会議」の結果や「さくら市地域防災計画」を基にしたソフト事業について、高齢者や障がい者など多様な視点を踏まえながら、ハード・ソフトー体となった取組を推進します。

県には荒川堤防の強靭化を実施いただきながら、併せて市独 自に河川監視の強化を図ることをはじめ、氏家市街地の雨水排 水対策や土砂災害警戒区域における点検・調査を実行します。 市民の防災意識、地域防災力の向上のために、自主防災組織の 設立や防災教育を引き続き推進し、災害時に一人の市民も逃げ 遅れることのない防災減災対策を推進してまいります。

三つ目は「スマートな小都市の実現に向けた取組」であります。

現在、全国各地でデジタル化の推進・実装が進捗しています。本市においても進取主義に基づいてかんたん窓口システムの導入や電子決裁システムの実施など、市役所におけるデジタル・シフトが開始されています。新年度以降は、市民生活を変革するあらゆる分野での改革に取り組みます。デジタル化の更なる推進には、利用者各々が必要なスキルを身に付け、向上させる必要があることから、急速なデジタル化に戸惑う、いわゆるデジタル弱者への支援を継続して行い、すべての市民がデジタルの恩恵を受けられるデジタル社会を目指して取り組んでまいります。

四つ目「ふるさとの魅力・ブランド力の向上」につきましては、新たな挑戦として意欲的に取組を開始してまいります。

まず、「氏家駅周辺の魅力向上」です。氏家駅東口から上町交差点にかけての都市計画道路整備を核とする、エリア全般に関わる整備事業の実施を目指します。これまで駅前にさくらテラス等を整備しましたが、今年度からは、更に駅東のエリアに全く新しい広い空間を創出すべく、未来予想図となる基本計画の策定に着手します。地域の皆様との意見交換を経て策定した基本構想を基にいよいよ取り組むものです。市民の皆様から更に広くご意見を賜りながらの基盤整備に、商工・観光・文化芸術など幅広い視点を取り入れて事業実施に向かってまいります。

次に「桜と花に彩られたまちづくり」として、勝山の見本園や荒川堤防、大改修が始まった早乙女桜並木、そしてお丸山など、桜植樹に向けた取り組みを継続します。

特にお丸山につきましては、これまでの検討内容や市民の皆様及び民間事業者からのご意見に「お丸山会議」での活性化案などを加えまして、スカイタワー周辺の再生整備計画をはじめ、新たな景観創出を目指すエリアも含め、「お丸山全山プロジェクト」として広く大きく新しく着手致します。

更に地域資源である温泉の磨き上げや「道の駅きつれがわ」 のグレードアップに取り組み、さくら市のお土産品など地元産 品の振興や「菜っ葉館」の魅力向上を図り、情報発信に努めま す。

五つ目は「行政区重視の市政」であります。

蒲須坂駅前や上野地区をはじめ、市内全域におけるそれぞれの地域の課題解決に向けて、「行政区重視」を新たに宣言して取り組みます。住宅建設や道路整備、排水問題など、従来からの課題解決を目指して新たな計画の検討に入る他、優先的な予算確保に留意してまいります。

六つ目は「さくら市の子ども達のために」であります。

県内一子どもの割合が多いさくら市として、本市の子ども達のためになる施策に注力してまいります。ICT教育の推進として GIGA スクール構想と連動したハード・ソフト・人材の強化促進に努めます。大きな投資となりますが、給食センターの整備により安心、安全な給食の提供の推進を図り、学校の体育館等には、近年の夏場の猛烈な暑さ対策や緊急時の避難所となり得る施設であることから空調設備の設置に着手します。

「待機児童ゼロ」の取組を進めながら、保育園の民営化手続きを進め、保育の質の向上と施策の拡大を図り、子育て世代包括支援センターと連携した子育で情報プラットフォームを確立するなど、子育で支援の強化や利便性向上に向けて取り組んでまいります。

七つ目は「セーフティネットの強化」であります。

現在、全国的に生活保護申請件数が増加しています。本市に おいても生活困窮者自立支援制度をはじめ、孤独・孤立対策に 取り組んでまいります。

市民一人一人が住み慣れた地域で支え合いながら暮らせる地域共生社会づくりを進め、地域包括ケアシステムの構築や必要な支援につなげられる相談窓口の充実に取り組み、高齢化社会の加速化に対応するため民間事業者による高齢者施設等の充実を積極的に推進します。

八つ目は「グリーン社会の実現」であります。

地球規模でのカーボンニュートラルの実現、それに向けた脱 炭素化の取組は現下最大の課題の一つであります。その実現に 資する再生可能エネルギーの主力として太陽光発電の導入が全 国的に拡大しております。本市におきましても、太陽光発電の 推進を図りながらも、景観保全や地域社会への配慮を両立するべく、「さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設との調和に関する条例」を制定し、国や県のカーボンニュートラルへの取組と軌を一に取り組んでまいります。その上でバイオマス産業都市構想やグリーンイノベーションの実現など、地球温暖化防止や生物多様性保全に努めてまいります。

以上、令和5年度の主な取組について申し上げました。まずは新型コロナ対策のワクチン接種等に引き続き取り組みながら、 只今申し述べました主な事項をはじめ様々な政策施策の実行を 通じて、あらゆる世代の市民が、健康で「暮らしを楽しめる」 まちづくりを推進していく決意でございます。

結びに、議員各位をはじめ、市民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げ、年頭の所信といたします。

引き続き、議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 11 件、予算 11 件及びその他の議案等 6 件であります。

議案第1号は、さくら市個人情報の保護に関する法律施行条 例の制定についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度が全国で統一されることから、新制度に対応するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第2号は、さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例 の制定についてであります。

本案は、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、個人情報保護制度が全国で統一されることから、新制度に対応するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第3号は、さくら市の豊かな自然環境と太陽光発電施設 との調和に関する条例の制定についてであります。

本案は、地域と共生して調和のとれた太陽光発電事業を促進するために必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

議案第4号は、行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定 個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、個人番号を利用した情報連携等を行うことができるようにするため、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の 一部改正についてであります。

本案は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律により、家 畜の伝染性疾病の名称の変更に伴い、所要の改正を行うもので あります。

議案第6号は、さくら市博物館条例の一部改正についてであります。

本案は、博物館法の一部改正に伴い、博物館資料に係る電磁 的記録を作成・公開すること及び学芸員その他の博物館の事業 に従事する人材の養成・研修を行うことの規定を追加するなど、 所要の改正を行うものであります。

議案第7号は、さくら市子ども・子育て会議条例の一部改正 についてであります。

本案は、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用する条項 の規定を改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第8号は、さくら市道路占用料徴収条例の一部改正についてであります。

本案は、道路占用料について、道路法施行令及び栃木県道路 占用料徴収条例に準拠し、額の改定、自動運行補助施設の項目 の追加及び防災施設の項目の追加を行うため、所要の改正を行 うものであります。 議案第9号は、さくら市公共物管理及び使用料条例の一部改 正についてであります。

本案は、認定外道路・水路等の使用料について、さくら市道路占用料徴収条例と同額にするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、さくら市営住宅管理条例の一部改正について であります。

本案は、国土交通省住宅局長通知により、DV被害者の公営住宅への優先入居及び目的外使用の取扱いが緩和されたことに伴い、DV被害を受けた単身世帯が市営住宅に申込みできる要件を追加するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号は、さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務 等に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、災害の職務に従事する消防団員の出動報酬の額を増 額するなど、所要の改正を行うものであります。 議案第 12 号は、令和 4 年度さくら市一般会計補正予算(第 12 号)であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 9,529 万 5 千円を減額し、 予算の総額を 214 億 1,782 万 3 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、11 款地方交付税で、普通交付税 8,518 万9千円、15 款国庫支出金で、学校施設環境改善交付金 3 千万 円を追加、19 款繰入金で、財政調整基金繰入金 4 億 3,500 万 3 千円、減債基金繰入金 1 億 8,520 万円を減額し、それぞれ計上 いたしました。

歳出の主なものでは、2款総務費で、基金積立事業費 513万円、7款土木費で、区画整理事業特別会計繰出金 5,267万7千円、9款教育費で、小学校施設長寿命化改良事業費 8,900万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、子ども子育て支援推進事業ほか 12件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであり ます。

第3表債務負担行為の補正は、さくら市南小学童保育センター指定管理業務委託を追加、さくら市喜連川児童センター指定管理業務委託の限度額を変更するものであります。

第4表地方債の補正は、喜連川小学校長寿命化改良事業債を 追加、保育施設整備事業債ほか6件の限度額を変更するもので あります。

議案第 13 号は、令和 4 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土 地区画整理事業特別会計補正予算 (第 3 号) であります。

今回の補正予算は、既定予算額から 1,161 万 9 千円を減額し、 予算の総額を 2 億 7,738 万 1 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、2 款財産収入で、保留地処分収入 5,287 万 5 千円を減額、3 款繰入金で、一般会計繰入金 5,267 万 7 千 円を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、1 款土地区画整理事業費で、区画整理 地内管理事業費 153 万 3 千円、上阿久津台地土地区画整理事業 費 958 万 5 千円を減額し、それぞれ計上いたしました。

議案第 14 号は、令和 4 年度さくら市国民健康保険特別会計補 正予算 (第 3 号) であります。 今回の補正予算は、既定予算額に1億6,735万1千円を追加 し、予算の総額を42億2,089万4千円とするものであります。

歳入の主なものでは、8 款繰入金で、財政調整基金繰入金 598 万円を減額、9 款繰越金で、前年度繰越金 1 億 7,236 万 2 千円 を追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2款保険給付費で、一般被保険者療養給付費8,548万7千円、一般被保険者高額療養費1,357万1千円、7款基金積立金で、国民健康保険財政調整基金積立金5,820万6千円を追加し、それぞれ計上いたしました。

議案第 15 号は、令和 4 年度さくら市後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 1 号) であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 859 万 9 千円を追加し、予 算の総額を 5 億 2,196 万 7 千円とするものであります。

歳入では、4款繰越金で、前年度繰越金 859 万 9 千円を追加 し計上いたしました。

歳出では、4款諸支出金で、他会計繰出金 859 万 9 千円を追加し計上いたしました。

議案第16号は、令和5年度さくら市一般会計予算であります。

先に申し上げました基本的な考え方のもとに編成いたしました令和5年度一般会計予算は、前年度当初予算額195億5千万円に対しまして、6.3%増の207億9千万円と定めました。

まず、第1表歳入各款の主な概要を御説明申し上げます。

1 款市税は、コロナ禍における社会情勢からの回復傾向を考慮し、市税全体として前年度比 2 億 1,828 万 1 千円増の 64 億 8,483 万 5 千円を計上いたしました。

2款地方譲与税及び3款から10款までの各種交付金につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、14億8,088万2千円を計上いたしました。

11 款地方交付税につきましては、過去の交付実績や地方財政計画に基づき、対前年度比 4 億 5 千万円増の 30 億 8,050 万円を計上いたしました。

15 款国庫支出金は、27 億 5,369 万 9 千円で、主なものは、児童手当、子どものための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、地方創生道整備交付金など土木費補助金であります。

16 款県支出金は、15 億 543 万 4 千円で、主なものは、子ども のための教育・保育給付費など児童福祉費負担金、多面的機能 支払交付金など農業費補助金であります。

17 款財産収入は、1 億 860 万 9 千円で、主なものは、市有地 売払収入であります。

18 款寄附金につきましては、増収達成に向けてあらゆる方策 を講じてまいりますので、対前年度比1億4千万円増の3億7 千円を計上いたしました。

19 款繰入金は、12 億 7,368 万 9 千円で、主なものは、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金などであります。

20 款繰越金では、4 億円を、21 款諸収入では、16 億 4,021 万円を計上いたしました。

22 款市債は、14 億 4,180 万円で、主なものは、臨時財政対策 債、市道整備事業債などであります。

次に歳出で、1 款議会費では、議会の運営及び活動に関する 経費として、1 億 8,720 万 3 千円を計上いたしました。

2 款総務費は、22 億 905 万 9 千円で、その主なものは、財産管理費、企画費、情報処理費、市税の賦課徴収費などであります。

3 款民生費は、69 億 1,563 万 4 千円で、その主なものは、介 護給付・訓練等給付事業費、後期高齢者医療費、国民健康保険 特別会計や介護保険特別会計への繰出金、施設型給付・地域型給付等事業費、児童手当支給事業費、生活保護者扶助事業費などであります。

4 款衛生費は、12 億 8,672 万 7 千円で、その主なものは、定期予防接種事業費、各種がん検診事業費、清掃費各種負担金、 ごみ収集事業費などであります。

5 款農林水産業費は、6 億 6,511 万 5 千円で、その主なものは、 農道等整備補修事業費、多面的機能支払交付金事業費、総合交 流ターミナル施設維持管理事業費などであります。

6 款商工費は、18 億 6,928 万 2 千円で、その主なものは、中 小企業振興資金融資事業費、新型コロナウイルス感染症対策特 別資金利子補給金事業費、温泉施設維持管理事業費などであり ます。

7 款土木費は、25 億 7,866 万 3 千円で、その主なものは、道路維持補修事業費、道路改良事業費、桜の郷づくり事業費、公園施設長寿命化対策事業費、下水道事業会計負担金、上阿久津台地土地区画整理事業特別会計への繰出金などであります。

8 款消防費は、11 億 6,888 万 5 千円で、その主なものは、消防団運営事業費、防災行政無線管理事業費、塩谷広域行政組合

消防費負担金などであります。

9 款教育費は、21 億 5,243 万 2 千円で、その主なものは、幼稚園事業費、非常勤講師活用事業費、学校 ICT 管理事業費、学校 校給食管理事業費などであります。

10 款災害復旧費では、300 万円を、11 款公債費では、17 億 3,400 万円を、12 款予備費では、2 千万円をそれぞれ計上いた しました。

次に、第2表債務負担行為は、広島平和記念式典中学生派遣 事業ほか2件の債務の期間、限度額を定めるものであります。

第3表地方債は、臨時財政対策債ほか18件の事業などに要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和5年度さくら市一般会計予算の概要であります。

議案第 17 号は、令和 5 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土 地区画整理事業特別会計予算であります。

令和 5 年度予算の総額は、3 億 5,260 万円と定めました。 歳入の主なものは、2 款財産収入で、1,977 万円、3 款繰入金 で、一般会計からの繰入金3億1,780万6千円を、歳出の主な ものは、1款土地区画整理事業費で、1億7,953万6千円をそれ ぞれ計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為は、区画整理登記業務の債務の期間、限度額を定めるものであります。

議案第 18 号は、令和 5 年度さくら市国民健康保険特別会計予算であります。

令和5年度予算の総額は、40億2,297万8千円と定めました。 歳入の主なものは、1款国民健康保険税で、7億6,624万2 千円、5款県支出金で、29億7,487万円、8款繰入金で、2億 5,703万円を、歳出の主なものは、2款保険給付費で、28億8,099 万8千円、3款国民健康保険事業費納付金で、10億2,940万1 千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為は、特定健康診査等業務委託の債 務の期間、限度額を定めるものであります。 議案第 19 号は、令和 5 年度さくら市後期高齢者医療特別会計 予算であります。

令和5年度予算の総額は、5億503万1千円と定めました。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料で、3 億 8,169 万 8 千円、3 款繰入金で、一般会計からの繰入金 1 億 1,071 万 7 千円を、歳出の主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付 金で、4 億 8,549 万 6 千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、第2表債務負担行為は、健康診査等業務委託の債務の 期間、限度額を定めるものであります。

議案第20号は、令和5年度さくら市介護保険特別会計予算であります。

令和5年度予算の総額は、36億8,841万8千円と定めました。 歳入の主なものは、1款保険料で、7億8,363万2千円、3款 国庫支出金で、8億4,864万1千円、4款支払基金交付金で、9 億5,185万円、8款繰入金で、一般会計からの繰入金など5億 9,084万3千円を、歳出の主なものは、2款保険給付費で、34 億3,876万円をそれぞれ計上いたしました。 以上が、令和5年度の各特別会計予算の概要であります。

議案第 21 号は、令和 5 年度さくら市水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算第3条に定める収益的収入及び支出について、収入第1款水道事業収益予定額を8億9,867万9千円、支出第1款水道事業費用予定額を8億7,320万6千円と定めました。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入予定額を3億8,319万2千円、支出第1款資本的支出予定額を9億514万4千円と定めました。

予算第 5 条債務負担行為は、上下水道料金徴収等業務委託の 債務の期間、限度額を定めるものであります。

予算第6条企業債は、上水道拡張事業工事費、上水道改良事業工事費及び給食センター水道施設整備事業費に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めるものであります。

以上が、令和5年度さくら市水道事業会計予算の概要であります。

議案第 22 号は、令和 5 年度さくら市下水道事業会計予算であります。

公営企業の効率的運営及び経済性の発揮と、公共の福祉の増進を考慮して、予算第2条に定める業務を執行するため、予算第3条に定める収益的収入及び支出について、収入第1款下水道事業収益予定額を9億6,238万2千円、支出第1款下水道事業費用予定額を9億5,814万4千円と定めました。

また、予算第4条に定める資本的収入及び支出について、収入第1款資本的収入予定額を7億3,294万4千円、支出第1款資本的支出予定額を10億794万3千円と定めました。

予算第5条企業債は、管路建設改良費及び処理場建設改良費 に要する起債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定 めるものであります。

以上が、令和5年度さくら市下水道事業会計予算の概要であります。

議案第23号から議案第25号は、さくら市固定資産評価審査 委員会委員の選任同意についてであります。

議案第23号は、現委員の佐々木啓祐氏の任期が、令和5年5月23日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第24号は、現委員の津浦孝夫氏の任期が、令和5年5月23日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第25号は、現委員の川崎保成氏の任期が、令和5年5月23日をもって任期満了となるため、同氏を再任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

議案第26号は、南和田辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

本案は、市道・農道・橋梁整備に係る財源の一部に充当させる辺地債の起債に必要な総合整備計画を変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項及び第8項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第27号は、町又は字の区域変更についてであります。

本案は、平成10年4月1日付け栃木県指令都計第1号で認可のあったさくら都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行の結果、区画整理事業実施後の現況に符合しない町又は字の区域が生じたため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第28号は、市道路線の認定についてであります。

本案は、開発行為によって設置された開発道路を、また、国

土交通省によって設置された道路の移管に伴い、市道に認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第29号は、市道路線の廃止についてであります。

本案は、主要地方道大田原氏家線と重複している市道 U1-14 号及び供用見込みのない市道 U1-18 号の市道認定を廃止するため、道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

報告第1号は、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた「議会の議決を経て締結した工事請負契約の契約金額 5 パーセント以内の変更契約」について専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げ ます。

## 【議案説明資料】

参照法令等

## ◎ 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) (抄)

(議決事件)

- 第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。
  - (1) 条例を設け又は改廃すること。
  - (2) 予算を定めること。
  - (3)~(15) 略
- 2 略

(議会の委任による専決処分)

- 第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により 特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にするこ とができる。
- 2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(市町村内の町又は字の区域)

- 第260条 <u>市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経</u>て定めなければならない。
- 2 3 略

#### ◎ 地方税法(昭和25年法律第226号)(抄)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

- 第423条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、 市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。
- 9 腔
- 3 <u>固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。</u>
- 4 5 略
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

7~9 略

## ◎ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号)(抄)

(総合整備計画の策定等)

第3条 <u>この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上</u>の計画(以下「総合整備計画」という。)を定めることができる。

2~7 略

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## ◎ 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) (抄)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

- 第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。
- <u>2</u> 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらか じめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3~5 略

(路線の廃止又は変更)

- 第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般 交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又 は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。
- 2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。
- 3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道 の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は 前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

## □ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項 (平成 25 年 9 月 9 日議決)

議会の権限に属する事項中地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
----	------	-----	------	-------

1	議会の議決を経て締	平成 25 年第 3 回	議員案第2号	平成 25 年 9 月
	結した工事又は製造	さくら市議会定		9 日
	の請負契約につい	例会		
	て、契約金額の5パ			
	<u>ーセント以内に相当</u>			
	する金額(2,000万円			
	<u>以下のものに限る。)</u>			
	に係る契約の変更に			
	関すること。			

#### さくら市個人情報の保護に関する法律施行条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市情報公開条例(平成17年さくら市条例第9号)(附則第3項関係)

(1/1)

# 改 正 案 現 行 (費用負担) (費用負担) 第12条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る 第12条 この条例の規定に基づく情報の公開に係る 手数料は、無料とする。 手数料は、無料とする。 2 送料費用その他写しの交付の際に必要な費用は、 2 送料費用その他写しの交付の際に必要な費用は、 別表に定めるところにより、請求者の負担とする。 別表に定めるところにより、請求者の負担とする。 3 前項に規定する費用は、前納とする。ただし、実 施機関がやむを得ない理由があると認めるときは、 この限りでない。

	改	正	案		現	行
目次				目次		
第1章	略			第1章	略	
第2章	略			第2章	略	
第3章	救済手続	及び救済機関	(第13条・第14条	第3章	救済手続	及び救済機関( <u>第 13 条</u> 第 14 条
	)				Ø 7)	
第4章	略			第4章		
附則	7 🛱			附則		
113243				113243		
(定義)				(定義)		
第2条	この条例に	おいて、次の行	各号に掲げる用語の	第2条	この条例によ	おいて、次の各号に掲げる用語の
意義は、	当該各号	に定めるとこん	ろによる。	意義は、	当該各号	こ定めるところによる。
(1) 実	施機関	市長、教育委員	員会、選挙管理委員	(1) 実	施機関	ī長、教育委員会、選挙管理委員
			固定資産評価審査委	会、腎	監査委員、層	農業委員会、固定資産評価審査委
員会、	地方公営	企業の管理者	(当該管理者の権限	員会》	及び	
, <u>-</u>				7 12		<del></del>
		_				
				(情報)	公開・個人性	青報保護審査会の設置等)
				第14条	審査請求る	一の他情報公開制度の運営に関す
				る重要	事項につい	て審議するため、さくら市情報公
				開・個ク	人情報保護領	審査会 (以下「審査会」という。)
	<u> </u>			<u>を置く。</u>	<u> </u>	
				2 審査会	は、市長か	・委嘱する5人以内の委員をもっ
				て組織	<u>する。</u>	
				3 委員の	任期は2年	とし、補欠委員の任期は前任者
				の残任期	期間とする。	ただし、再任されることを妨げ
				ない。		
				4 審査会	の委員は、	職務上知り得た秘密を漏らして
				はなられ	ない。その種	<u> 識を退いた後も同様とする。</u>
				5 前各項	に定めるも	ののほか、審査会の組織及び運
				営に関し	し必要な事 <sup>ュ</sup>	<u> 頂は、規則で定める。</u>
				<u>(審査会</u>	会の調査権関	限)_
				第14条の	2 審査会	は、必要があると認めるときは、
				諮問庁(	こ対し、情	報等の提示を求めることができ
				<u>る。こ</u> の	の場合におい	ハては、何人も、審査会に対し、
				その提	示された情	報等の開示を求めることができ
				ない。		
<u> </u>				<u>2</u> 諮問庁	は、審査会	から前項の規定による求めが

改	正	案	現	行	
-			あったときは、	これを拒んではならない	\
			3 審査会は、必	要があると認めるときは	は、諮問庁に
			対し、情報等を	審査会の指定する方法に	<u> より分類又</u>
			は整理した資料	4を作成し、審査会に提出	けるよう求
			めることができ	<u> </u>	
			<u>4</u> 第1項及び前	項に定めるもののほか、	審査会は、
			審査請求に係る	5事件について、審査請求	· 大、参加人
			又は諮問庁(以	以下「審査請求人等」とい	<u>ハう。)に意</u>
			見書又は資料の	)提出を求めること、適当	6と認める者
			にその知ってい	いる事実を陳述させ又は	鑑定を求め
			ることその他必	公要な調査をすることがで	<u>できる。</u>
			(意見の陳述)	_	
			第14条の3 審査	<b>査会は、審査請求人等から</b>	り 申出があっ
			たときは、当該	審査請求人等に口頭で意	見を述べる
			機会を与えなけ	ければならない。ただし、	審査会が、
			その必要がない	<u> と認めるときは、この</u> []	見りでない。
			2 前項本文の規	定による意見の陳述(次	く項において
			「口頭意見陳江	🗓 という。)は、審査会	が期日及び
			場所を指定し、	審査請求人等を招集して	<u>:させるもの</u>
			<u>とする。</u>		
			3 口頭意見陳述	に際し、審査請求人及び	参加人は、
			審査会の許可を	と得て、審査請求に係る事	<u> 評件に関し、</u>
			諮問庁に対して	て、質問を発することがで	<u>できる。</u>
	<del>-</del>		(意見書等の携	<u> </u>	
			第14条の4 審査	<b>荃請求人等は、審査会に対</b>	けし、意見書
			又は資料を提出	はすることができる。 たた	<u>ごし、審査会</u>
-				資料を提出すべき相当の	
			たときは、その	期間内にこれを提出しな	なければなら
			<u>ない。</u>		
			(提出資料の写	<u> </u>	
			第14条の5 審3	<u> 査会は、第14条の2第3</u>	項若しくは
			第4項又は前条	の規定による意見書又は	は資料の提出
			があったときに	は、当該意見書又は写しを	<u>~当該意見書</u>
			又は資料を提出	出した審査請求人等以外	の審査請求
			人等に送付する	らものとする。ただし、第	三者の利益
			を害するおそれ	ιがあると認められると	きその他正
			当な理由がある	らときは、この限りでない	<u>\</u>

## さくら市情報公開・個人情報保護審査会条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市情報公開条例(平成17年さくら市条例第9号)(附則第2項関係)

(3/3)

	改	正	案	3	現	行
			_	<u>2</u> 審査会は	、前項の規定による送付	<b>するときは、</b>
				当該送付は	ご係る意見書又は資料を	提出した審査請
				求人等の意	見を聴かなければならな	ない。ただし、審
				査会が、そ	-の必要がないと認めると	さきは、この限り
				でない。		
				(調査審議	養手続の非公開)	
-				第14条の6	審査会の行う調査審議の	の手続は、公開し
				ない。		
(委任)				(委任)		
第14条	略			第14条の7	略	

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年さくら市条例第 36 号) (1/6)

	改正案				現	行	
別表(第4	1条関係)		別	俵(第4	条関係)		
機関	事務	特定個人情報		機関	事務	特定個人情報	
1 長	さ重障療に条成く例号るの関務でく度害費関例17ら第)医助すで規ら心者助す(年市12に療成るあ則市身医成る平さ条のよ費に事っで	特定個人情報 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの		機関 1 長	さ重障療に条成く例号るの関務てく度害費関例17ら第)医助すで規ら心者助す(年市12に療成るあ則市身医成る平さ条のよ費に事っで	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの	
	定めるも	<u> </u>			定めるも の		
略	略	略		略	略	略	
3 市	健法14第に康業健事すで規め康(年103る進外増に事っでもがりませるも別るがのでものははは、14年のは、14年のは、14年のは、14年のは、14年のは関係で定の	地方税関係情報であって規 則で定めるもの 住民票関係情報であって規 則で定めるもの		3 市	健法 14 第に康業健事すで規め康(年103 る進外増に事っでもが増に事りでものが、	地方税関係情報及び住民票 関係情報であって規則で定 めるもの	
4 市	生活に困	健康保険法 (大正 11 年法律					

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年さくら市条例第 36 号) (2/6)

	改	正案	現	行
<u>長</u>	窮する	第70号)、船員保険法(昭和		
	外国人	<u>14 年法律第 73 号)、私立学校</u>		
	<u>に対す</u>	教職員共済法(昭和28年法		
	る生活	律第245号)、国家公務員共		
	保護に	済組合法(昭和33年法律第		
	準ずる	128号)、国民健康保険法(昭		
	保護に	和 33 年法律第 192 号)、地方		
	関する	公務員等共済組合法(昭和37		
	事務で	年法律第152号)又は高齢者		
	あって	の医療の確保に関する法律		
	規則で	_ (昭和 57 年法律第 80 号) に		
	定める	よる医療に関する給付の支		
	<u>もの</u>	<u>給又は保険料の徴収に関す</u>		
		る情報であって規則で定め		
		<u> </u>		
		児童福祉法(昭和22年法律		
		第 164 号)による小児慢性特		
		定疾病医療費、療育の給付又		
		は障害児入所給付費の支給		
		に関する情報であって規則		
		<u>で定めるもの</u>		
		生活保護法(昭和25年法律		
		第 144 号)による保護の実施		
		又は就労自立給付金若しく		
		は進学準備給付金の支給に		
		関する情報であって規則で		
		<u>定めるもの</u>		
		地方税関係情報であって規		
		<u>則で定めるもの</u>		
		私立学校教職員共済法、厚生		
		年金保険法(昭和29年法律		
		第115号)、国家公務員共済		
		組合法、国民年金法(昭和34		
		年法律第141号)又は地方公		

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年さくら市条例第 36 号) (3/6)

改	正案	現	行
	務員等共済組合法による年		
	金である給付の支給又は保		
	<u>険料の徴収に関する情報で</u>		
	あって規則で定めるもの		
	特別支援学校への就学奨励		
	に関する法律(昭和29年法		
	<u>律第144号)による特別支援</u>		
	学校への就学のため必要な		
	経費の支弁に関する情報で		
	あって規則で定めるもの		
	学校保健安全法(昭和33年		
	<u>法律第56号)による医療に</u>		
	要する費用についての援助		
	<u>に関する情報であって規則</u>		
	で定めるもの		
	児童扶養手当法(昭和36年		
	法律第238号) による児童扶		
	養手当の支給に関する情報		
	であって規則で定めるもの		
	母子及び父子並びに寡婦福		
	<u>祉法(昭和39年法律第129</u>		
	号) による資金の貸付け又は		
	給付金の支給に関する情報		
	であって規則で定めるもの		
	特別児童扶養手当等の支給		
	に関する法律(昭和39年法		
	<u>律第134号)による特別児童</u>		
	扶養手当、障害児福祉手当若		
	しくは特別障害者手当又は		
	国民年金法等の一部を改正		
	する法律(昭和60年法律第		
	34 号) 附則第97条による福		
	祉手当の支給に関する情報		
	であって規則で定めるもの		

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年さくら市条例第 36 号) (4/6)

改	正案	現	行
	母子保健法(昭和40年法律	<b>韭</b>	
	第 141 号)による養育医療の	<u>D</u>	
	給付又は養育医療に要する	<u> </u>	
	費用の支給に関する情報で	<u>C</u>	
	あって規則で定めるもの		
	労働施策の総合的な推進さ	<u>É</u>	
	びに労働者の雇用の安定	支	
	び職業生活の充実等に関す	<u>t</u>	
	る法律 (昭和 41 年法律第 13	2	
	号) 第18条第2号の訓練	<u>£</u>	
	当の支給(都道府県知事が	ī	
	うものに限る。)に関するか	<u></u> 10	
	報であって規則で定める。	5	
	<u>Ø</u>		
	住民票関係情報であって基	見	
	則で定めるもの		
	地方公務員災害補償法(昭和	<u> </u>	
	42 年法律第 121 号) による2		
	務上の災害又は通勤による	<u>5</u>	
	災害に対する補償に関する	<u> </u>	
	情報であって規則で定める	<u> </u>	
	<u>もの</u>		
	児童手当法(昭和 46 年法律	<u></u>	
	第73号)による児童手当	<u> </u>	
	しくは特例給付の支給に	<u> </u>	
	する情報であって規則で気	直	
	<u> </u>		
	雇用保険法(昭和49年法律	<u></u>	
	第116号) による給付の支約		
	<u>に関する情報であって規</u> 見	11	
	で定めるもの		
	中国残留邦人等の円滑なり	<u></u> 記	
	国の促進並びに永住帰国	<u>_</u>	
	た中国残留邦人等及び特定		

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年さくら市条例第 36 号) (5/6)

改	正案	現	行
	配偶者の自立の支援に関す		
	る法律(平成6年法律第30		
	号)による支援給付又は配偶		
	者支援金の支給に関する情		
	報であって規則で定めるも		
	<u>Ø</u>		
	介護保険法(平成9年法律第		
	<u>123 号)による保険給付の支</u>		
	給、地域支援事業の実施又は		
	保険料の徴収に関する情報		
	であって規則で定めるもの		
	特定障害者に対する特別障		
	害給付金の支給に関する法		
	<u>律(平成 16 年法律第 166 号)</u>		
	による特別障害給付金の支		
	給に関する情報であって規		
	則で定めるもの		
	障害者の日常生活及び社会		
	生活を総合的に支援するた		
	めの法律(平成 17 年法律第		
	123 号) による自立支援給付		
	の支給に関する情報であっ		
	て規則で定めるもの		
	職業訓練の実施等による特		
	定求職者の就職の支援に関		
	する法律(平成23年法律第		
	47号) による職業訓練受講給		
	付金の支給に関する情報で		
	あって規則で定めるもの		
	年金生活者支援給付金の支		
	給に関する法律(平成24年		
	法律第102号) による年金生		
	活者支援給付金の支給に関		
	する情報であって規則で定		

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年さくら市条例第36号) (6/6)

改	正 案	現	行
	めるもの		,
	<u> </u>	 医療等	
	に関する法律(平成2	26 年法	
	律第50号) による特	<u>定医療</u>	
	費の支給に関する	青報で	
	あって規則で定めるも	<u>.0</u>	
	公的給付の支給等の	迅速か	
	つ確実な実施のため	の預貯	
	金口座の登録等に関	する法	
	律(令和3年法律第38		
	3条第3項第1号から		
	までに規定する事項	<u>であっ</u>	
	て規則で定めるもの		

さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成17年さくら市条例第52号)

改 正

行

(1/1)

(感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

- 第5条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当は、次に掲げる場合に支給する。
  - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)第6条 第2項から第4項まで、第6項及び第7項に規定 する感染症(以下「感染症」という。)が発生し、 又は発生するおそれがある場合において、職員 が、感染症の患者若しくはその疑いのある者 の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の 付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の 処理に従事したとき。
  - (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第2条第1項に規定する家畜伝染病のうち流行性 脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ症、鼻疽又は市長 がこれらに準ずると認めたもの(以下「家畜伝染 病」という。)が発生し、又は発生するおそれが ある場合において、職員が、家畜伝染病の患者若 しくはその疑いのある者の収容、家畜伝染病の家 畜若しくはその疑いのあるものの処分その他必 要な措置又は家畜伝染病の病原体の付着した物 件若しくは付着の疑いのある物件の処理に従事 したとき。

2 略

(感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当)

現

- 第5条 感染症等防疫作業従事職員の特殊勤務手当 は、次に掲げる場合に支給する。
  - (1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項まで、第6項及び第7項に規定する感染症(以下「感染症」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の収容その他必要な措置又は感染症の病原体の付着若しくは付着の危険 のある物件の処理に従事したとき。
  - (2) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号) 第2条に定める 家畜伝染病のうち流行性 脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセラ病、鼻そ又は市長 がこれらに準ずると認めたもの(以下「家畜伝染 病」という。)が発生し、又は発生するおそれが ある場合において、職員が<u>患者若しくは家畜伝染</u> 病の疑いのある家畜

四人の処分その他必要な措置又は<u>家畜伝染病菌の付着若しくは付着の危険</u>のある物件の処理に従事したとき。

2 略

○さくら市博物館条例(平成17年さくら市条例第95号)

(1/1)

行

改 TF. 案 (設置) 第1条 市を中心とする

考古、歴史、民俗、美術その他の資料(以下「博物 館資料」という。)を収集、保管及び展示し、併せて これら博物館資料の調査研究等を行い、もって市民 文化の向上に資するため、博物館法(昭和26年法 律第285号。以下「法」という。)の規定に基づき、 博物館を設置する。

(業務)

- 第3条 博物館は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 略
  - (2) 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開 すること。
  - (3) 略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 略
  - (8) 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材 の養成及び研修を行うこと。
  - (9) 略
  - <u>(10)</u> 略
  - (11) 略

(観覧料)

第14条 法第26条ただし書の規定により、博物館が │ 第14条 法第23条ただし書の規定により、博物館が 展示する博物館資料で次の各号に掲げるものを観 覧しようとする者(以下「入館者」という。)から当 該各号に掲げる額の観覧料(以下「観覧料」という。) を徴収する。

(協議会の設置)

第17条 法第23条の規定に基づき、さくら市博物館 協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(設置)

現

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」 という。)第18条の規定に基づき、市を中心とする 考古、歴史、民俗、美術その他の資料(以下「博物 館資料」という。)を収集、保管及び展示し、併せて これら博物館資料の調査研究等を行い、もって市民 文化の向上に資するため、

博物館を設置する。

(業務)

- 第3条 博物館は、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 略
  - (2) 略
  - (3) 略
  - (4) 略
  - (5) 略
  - (6) 略
  - (7) 他の博物館と協力し、情報の交換、博物館資料 の相互貸借等 を行うこと。
  - (8) 略
  - <u>(9)</u> 略
  - (10) 略

(観覧料)

展示する博物館資料で次の各号に掲げるものを観 覧しようとする者(以下「入館者」という。)から当 該各号に掲げる額の観覧料(以下「観覧料」という。) を徴収する。

(協議会の設置)

第17条 法第20条の規定に基づき、さくら市博物館 協議会(以下「協議会」という。)を置く。

さくら市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

案

○さくら市子ども・子育て会議条例(平成25年さくら市条例第29号)

(1/1)

改 TF. 現

行

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65 号。以下「法」という。) 第72条第1項の規定に基 づき、さくら市子ども・子育て会議(以下「子ども・ 子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各│第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各│ 号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもっ て組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱す る。
  - (1)~(6) 略
  - (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認め る者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 4 略

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人 を置き、委員の互選により<u>これを定める</u>。

2•3 略

(会議)

- 第5条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」と いう。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、 委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び 副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集す
- は、委員の過半数が出席しな 2 会議 ければ開くことができない。
- \_\_\_\_\_の議事は、<u>出席した委員</u>の過 半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65 号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基 づき、さくら市子ども・子育て会議(以下「子ども・ 子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員25人以内をもっ て組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱す る。

(1)~(6) 略

- (7) その他 市長が必要と認め る者
- 2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の 任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 4 略

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人 を置き、委員の互選により選任する。

2 • 3 略

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議

は、会長が招集し、議長となる。ただし、 委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び 副会長がともに欠けたときの会議は、市長が招集す

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しな ければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員 の過 半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(1/11)

行

## (占用料の減免)

改

第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当す 第4条 市長は、占用が次の各号のいずれかに該当す ると認めたときは、道路占用者の申請により占用料 を減額し、又は免除することができる。

正

案

- (1)~(3) 略
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要 があると認めたとき。

#### 別表(第2条関係)

#### (単位:円) 占用物件 単位 占用料 第1種電柱 1本につき1 法第 32 420 <u>条第1項 | 第2種電柱 | 年</u> 650 第1号に 第3種電柱 880 掲げる工 第1種電話柱 380 作物 第2種電話柱 610 第3種電話柱 830 その他の 38 柱類 共架電線 長さ1メート 4 ルにつき1年 その他上 空に設け る線類 地下に設 2 ける電線 その他の 線類 路上に設 1個につき1 370 ける変圧 年 器 地下に設 占用面積1平 230 方メートル ける変圧 器 につき1年 変圧塔そ 1個につき1 760 の他これ 年 に類する

もの及び

#### (占用料の減免)

現

- ると認めたときは、占用者 の申請により占用料 を減額し、又は免除することができる。
  - (1)~(3) 略
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が特に必要 があると認めたとき。

### 別表(第2条関係)

### 道路占用料表

(単位:円)

		_	(去位・11)
<u>占用</u>	物件	<u>単位</u>	占用料
<u>法第 32</u>	第1種電柱	1本につき1	<u>350</u>
条第1項	第2種電柱	<u>年</u>	<u>540</u>
第1号に	第3種電柱		<u>730</u>
掲げる工	第1種電話柱		<u>320</u>
<u>作物</u>	第2種電話柱		<u>500</u>
	第3種電話柱		<u>690</u>
	その他の		<u>32</u>
	柱類		
	共架電線	長さ1メート	<u>3</u>
	<u>その他上</u>	<u>ルにつき1年</u>	
	空に設け		
	る線類		
	地下に設		<u>2</u>
	ける電線		
	その他の		
	線類		
	路上に設	1個につき1	<u>310</u>
	ける変圧	<u>年</u>	
	<u>器</u>		
	地下に設	占用面積1平	<u>190</u>
	ける変圧	方メートル	
	器	につき1年	
	変圧塔そ	1個につき1	<u>630</u>
	<u>の他これ</u>	<u>年</u>	
	に類する		

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(2/11)

改	Ţ.	正案			瑪	L	行	\$
	公衆電話					<u>もの及び</u>		
	所					公衆電話		
	郵便差出		<u>320</u>			所		
	箱及び信					郵便差出		<u>270</u>
	<u>書便差出</u>					箱及び信		
	<u>箱</u>					書便差出		
	<u>広告塔</u>	表示面積1平	<u>960</u>			<u>箱</u>		
		方メートル				広告塔	表示面積1平	<u>960</u>
		<u>につき1年</u>					<u>方メートル</u>	
	その他の	占用面積1平	<u>760</u>				につき1年	
	<u>もの</u>	<u> 方メートル</u>				その他の	占用面積1平	<u>630</u>
		<u>につき1年</u>				<u>もの</u>	<u>方メートル</u>	
<u>法第 32</u>	外 径 が	<u>長さ1メート</u>	<u>16</u>		S. F. F.		につき1年	
条第1項	<u>0. 07</u>	ルにつき1年			法第 32	外 径 が	<u>長さ1メート</u>	<u>13</u>
					<u>条第1項</u>	<u>0. 07</u>	ルにつき1年	
<u>掲げる物</u>	未満のも				<u>第2号に</u>	メートル		
生	<u>D</u>		00		<u>掲げる物</u>	<u>未満のも</u>		
	外径が		<u>23</u>		件	<u>D</u>		10
	0.07					<u>外径が</u>		<u>19</u>
	<u>メートル</u> 以上 0.1					0.07		
	メートル					<u>メートル</u> 以上 0.1		
	<u> </u>					メートル		
	<u>ク</u> (利岡マン O					<u>未満のも</u>		
	<u>シ</u> 外径が		34			D		
	<u>0.1 メー</u>		<u> </u>			<u>ー</u> 外 径 が		<u>28</u>
	トル以上					0.1 メー		
	0. 15					トル以上		
	メートル					0. 15		
	未満のも					メートル		
	<u>Ø</u>					未満のも		
	外径が		<u>45</u>			<u>Ø</u>		
	<u>0. 15</u>					外径が		<u>38</u>
	メートル					<u>0. 15</u>		
	以上 0.2					メートル		
	メートル					以上0.2		
	<u>未満のも</u>					メートル		
				1				

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(3/11)

Ç	女	正案	<u>.</u>		玗	1		行	1
	<u>Ø</u>					未満	あも		
	外径が		<u>68</u>			<u>Ø</u>			
	0.2 メー					<u>外</u>	怪 が		<u>57</u>
	トル以上					0.2	メー		
	<u>0.3メー</u>					<u>トル</u>	以上		
	トル未満					0.3	メー		
	<u>のもの</u>					<u>トル</u>	未満		
	外径が		<u>91</u>			<u>のも</u>	<u>の</u> の		
	<u>0.3メー</u>					<u>外</u> 1	怪が		<u>76</u>
	トル以上					<u>0.3</u>	メー		
	<u>0.4 メー</u>						以上		
	トル未満						メー		
	<u>のもの</u>	=					未満		
	外 径 が		<u>160</u>			<u>のも</u>			
	<u>0.4 メー</u>						怪 が		<u>130</u>
	トル以上						メー		
	0.7メー						以上		
	<u>トル未満</u>						<u>メー</u>		
	<u>のもの</u>	_					/未満		
	<u>外径が</u>		<u>230</u>			<u>のも</u>			
	<u>0.7メー</u>						<u>径 が</u>		<u>190</u>
	トル以上						メー		
	1メート						<u>以上</u>		
	<u>ル未満の</u>						<u>ート</u>		
	<u>\$0</u>	_	450				<u>満の</u>		
	<u>外径が1</u>		<u>450</u>			<u>もの</u>			200
	メートル						<u> </u>		<u>380</u>
	<u>以上のも</u>						<u>- トル</u>		
<u> </u>	白光井	1 巨ケ1ノニト	<u>2</u>			の	<u>:のも</u>		
条第1項		<u>長さ1メート</u> ルにつき1年	<u>4</u>		<u>法第 32 条</u>		百笋 ?	占用面積1平	630
第3号に					号及び第一			方メートル	030
<del>別するに</del>   掲げる施	行条設				る施設	. /J (C	- 1.ch ( )	<u>ルンき1年</u>	
設	補第け			1	法第 32	地	階	<u>,</u>	<u>A×0.005</u>
<u> </u>	助 2 る				条第1項	<u>天</u>	数		11: 10: 000
	施 項 も				第5号に	街	<u>が</u>		
	設第の				掲げる施	<u>及</u>	1		
	ı —ı —ı —	- I	l l			l <del></del>	ı —	l	ļ ļ

さくら市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(4/11)

改		正案	:	瑪	l		行	\$
	<u>5</u> そ		<u>8</u>	<u>設</u>	<u>び</u>	<u>Ø</u>		
	<u>号</u> の				<u>地</u>	<u>\$</u>		
	<u>に</u> 他	4			下	<u>Ø</u>		
	<u>規</u> の				<u>室</u>	<u>階</u>		<u>A×0.008</u>
	定 も					<u>数</u>		
	<u>す</u> の					<u>が</u>		
	<u>る</u>					<u>2</u>		
	直					<u>Ø</u>		
	動					<u></u> \$		
	<u>運</u>					<u>Ø</u>		
	行					階		<u>A×0.01</u>
	装					<u>数</u>		
	置					<u>ガゞ</u>		
	12					3		
	<u></u>					<u>以</u>		
	<u>る</u>					上		
	<u>検</u>					<u></u>		
	<u>知</u>					<u></u>		
	<i>O</i>					<u></u>		
	対				- 上空	に設		480
	<u>象</u>					通路		
	<u> 논</u>				<b>-</b>	に設		<u>290</u>
	<u>L</u>					通路		
	7				<b>-</b>	他の		630
	設				<u>もの</u>			<u> </u>
	置			法第 32	<b>.</b>		占用面積1平	<u>10</u>
	す			条第1項		の他	方メートル	10
	<u>る</u>			第6号に		しに		
	導			<u>掲げる施</u>		<u> </u>	<u>, C + H</u>	
	線			<u>設</u>		に設		
	そ			<u> </u>		もの		
	<u></u>					他の	占用面積1平	<u>96</u>
	他				<u>もの</u>		方メートル	<u> </u>
	<u></u>					-	<u> </u>	
	線			道路法施	看	_	表示面積1平	96
	類			行令(昭	<u>担</u>	二 時		<u>90</u>
	道路	1本につき1	610	和27年	<u>1)X</u>	<u>时</u> 的	<u> 方メートル</u> <u>につき1月</u>	
				<u> 7日 41 十</u>	—	H.7	<u>に 201月</u>	

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(5/11)

改		-	正案		玮	Į		行	
	<u>O</u>	構	<b></b>		政令第	<u>ア</u>	<u>に</u>		
	<u></u>	<u>i 又</u>			479 号。	<u>-</u>	<u>設</u>		
	<u>13</u>	、交			以下「令」	<u>チ</u>	<u>け</u>		
	<u>通</u>	$i \mathcal{O}$			<u>という。)</u>	で	<u>る</u>		
	业	: 況			<u>第7条第</u>	<u>あ</u>	<u></u>		
	<u>を</u>	· 表			1号に掲	<u>る</u>	<u>Ø</u>		
	<u>元</u>	<u>; す</u>			<u>げる物件</u>	<u>\$</u>	<u>そ</u>	表示面積1平	960
	<u>z</u>	標				<u>Ø</u>	<u>Ø</u>	方メートル	
	<u>元</u>	注柱				<u>を</u>	他	<u>につき1年</u>	
	<u> </u>	<u></u>				<u>除</u>	<u>Ø</u>		
	<u>他</u>	<u>(</u>				<u>&lt;</u>	<u></u>		
	<u>村</u>	類				<u>。)</u>	<u>Ø</u>		
	<u> </u>	上	占用面積1平	<u>380</u>		標調	Ì	1本につき1	<u>500</u>
	<u>O</u>	空	<u>方メートル</u>					<b></b>	
	<u>他</u>	<u>に</u>	につき1年			旗	祭	<u>1本につき1</u>	<u>10</u>
	<u>O</u>	設				<u>z</u>	<u> </u>	<u>日</u>	
	<u>*</u>	<u>け</u>				<u>お</u>			
	<u>O</u>	<u>る</u>					<u>縁</u>		
		<u>\$</u>					旦		
		<u>Ø</u>					<u>そ</u>		
		地		<u>230</u>			<u>Ø</u>		
		工					他		
		12					<u>Ø</u>		
		<u>設</u>					催		
		<u>け</u>					<u>L</u>		
		<u>る</u>					<u>12</u>		
		₹					際		
		<u>Ø</u>					<u>L</u>		
	その何	也の		<u>760</u>					
	<u>もの</u>								
<u>法第32条第</u>	第1項	第4	占用面積1平	<u>760</u>			<u>時</u>		
号に掲げる	施設		方メートル				<u>的</u>		
			につき1年				<u>12</u>		
法第 32	地	<u>階</u>		$\underline{A \times 0.005}$			<u>設</u>		
<u>条第1項</u>	下	<u>数</u>					<u>け</u>		
第5号に	<u>街</u>	<u>が</u>					<u>る</u>		
掲げる施	<u>及</u>	<u>1</u>					<u></u>		
•									

○さくら市道路占用料徴収条例(平成 17 年さくら市条例第 157 号) (6/11)

	改			正案			l			
設		<u>び</u> 地	<u>の</u> も					<u>Ø</u>		
		<u>下</u> 室	<u>0</u>					その他の	1本につき1 <u>月</u>	<u>96</u>
			<u>階</u>		<u>A×0.008</u>			<u>の</u> も <u>の</u>		
			<u>が</u> 2 <u>の</u>				<b></b> 金	<u>祭</u> 礼	その面積1平 方メートル につき1日	<u>10</u>
			<u>も</u> の 階		A×0.01		<u>第</u> <u>7</u> 条	<u>縁</u> 旦		
			<u>数</u> が				<u>第</u> 4	<u>そ</u> の		
			3 以 上				<u>号</u> に 掲	他の催		
			<u>の</u> も の				<u>げる</u> エ	<u>し</u> に際		
		<u>ける</u>	<u>に設</u> 通路		<u>480</u>		<u>事</u> <u>用</u>	<u>L</u>		
		<u>ける</u>	に設 通路 他の		<u>290</u> <u>760</u>		<u>施</u> 設 で	二 時 <u>的</u>		
V.L. Artic	00	<u>もの</u>		□ <del>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ </del>			<u>あ</u>	<u>に</u>		
<u>第6号</u> 掲げる	<u>頃</u> <u> テに</u>	<u>日そ</u> の催 際し	<u>の他</u> :しに	<u>占用面積1平</u> <u>方メートル</u> <u>につき1日</u>	<u>10</u>		るものを除	設けるもの		
<u>武</u>	_	<u>ける</u>	<u>に設</u> もの 他の	<u>占用面積1平</u> <u>方メートル</u>	<u>96</u>		<u>\</u>	のその他の	その面積1平 方メートル につき1月	<u>96</u>
				につき1月				<u>Ø</u>		

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(7/11)

改			正案		玮	l		行	<u>:</u>
道路法施	看		表示面積1平	<u>96</u>			<u></u> \$		
<u>行令(昭</u>	板	時	方メートル				<u>Ø</u>		
和 27 年	_(	<u>的</u>	<u>につき1月</u>			<u>ア</u>	車	<u>1 基につき 1</u>	<u>960</u>
政令第	ア	<u>に</u>					道	<u>月</u>	
479号。以		<u>設</u>				<u>チ</u>	<u>を</u>		
下「令」と	<u>チ</u>	<u>け</u>					横		
<u>いう。) 第</u>	<u>で</u>	<u>る</u>					<u>断</u>		
<u>7条第1</u>	<u>あ</u>	<u>\$</u>					<u>す</u>		
<u> 号に掲げ</u>	<u>る</u>	<u>の</u>					<u>る</u>		
<u>る物件</u>	<u></u> \$	<u>そ</u>	表示面積1平	<u>960</u>			<u>\$</u>		
	<u>Ø</u>	<u>Ø</u>	<u> 方メートル</u>				<u>Ø</u>		
	<u>を</u>	他	<u>につき1年</u>				<u>そ</u>		<u>480</u>
	<u>除</u>	<u>Ø</u>					<u>Ø</u>		
	<u>&lt;</u>	<u>\$</u>					他		
	<u>°</u> )	<u>D</u>	1 +17 0 + 1	C10			<u>0</u>		
	標識	<u> </u>	<u>1本につき1</u>	<u>610</u>			<u>t</u>		
	+/	₽∀	生	10	<u> </u>	<b>左 0</b> 日	<u>D</u>	<b> </b>	COO
	<u>旗</u> <u>ざ</u>	祭	<u>1本につき1</u>	<u>10</u>	<u>令第7条第</u> げる工作物		に指	<u>占用面積1平</u>	<u>630</u>
	<u>い</u> お	<u>礼</u>	<u>日</u>		<u>りの工作</u>	<u>v)</u>		<u> 方メートル</u> <u>につき1年</u>	
	<u>₹</u> 2	縁			<u> </u>	かん 早	-1.7 坦	<u> 占用面積1平</u>	96
		<u>日</u>			げる工事			方メートル	<u>90</u>
		<u>そ</u>			<u>() も 工事</u> ) 同条第 5 号			<u>ルンションル</u> につき1月	
		<u></u>			工事用材料		<u> </u>	10 20 171	
		他			<u> </u>		ィネル	占用面積1平	A×0.019
		<u>の</u>					:又は		111 01 010
		催			掲げる施		の道	につき1年	
		<u>L</u>			設		路面		
		<u>12</u>			_		(当該		
		際				路面	下の		
		<u>L</u>				地下	を除		
						<u> </u>	に設		
		=				<u>ける</u>	もの		
		<u>時</u>				上空	に設		<u>A×0.024</u>
		<u>的</u>				<u>ける</u>	もの		
		<u>に</u>				地	<u>階</u>		<u>A×0.005</u>
		<u>設</u>				下	<u>数</u>		

			条例案新旧対照条又( <u>傍線の)</u> 列(平成 17 年さくら市条例第	
改	正案	2	現	行
造	けるもの を 1本につき1 の 月 他 の も の	<u>96</u>	び 1 のもの	<u>A×0.008</u>
墓(一金第7条第4号に掲げる工	祭 社 方メートル につき1日 縁 日 そ の 他 の 催 し に 際 し	10	を除く心に設けるものでもののものとのものとのものという。	$\frac{\mathbf{A} \times 0.01}{\mathbf{A} \times 0.034}$
事用施設であるも	二時的に設ける		令第7条建築物第9号に掲げる施掲げる施その他の・もの今第7条建築物第10号その他のに掲げるもの施設及び	$     \frac{A \times 0.019}{A \times 0.014} \\     \frac{A \times 0.024}{A \times 0.014} $
の を 除 く 。	も <u>の</u> そ <u>その面積1平</u> の <u>方メートル</u> 他 <u>につき1月</u>	<u>96</u>	自動車駐車場       市場       令第7条 トンネル       第11号 の上又は       に掲げる 高架の道	<u>A×0.019</u>

○さくら市道路占用料徴収条例(平成17年さくら市条例第157号)

(9/11)

改	ζ	-	正案		現 行
		<u>の</u> も の			応急仮設     路の路面       建築物     下に設け       るもの
	アニチ	車道を横断するものその他の	1基につき1 <u>月</u>	<u>960</u>	上空に設けるもの       A×0.024         その他のもの       A×0.034         もの       A×0.034         方第7条第12号に掲げる器具       A×0.034         備考       1~4 略         5 Aは、近傍類似の土地(令第7条第10号及び第11号に掲げる施設について近傍に類似
全第7条 げる工作物		<u>の</u> も <u>の</u> に掲	<u>占用面積1平</u> 方メートル	<u>760</u>	<u>の土地が存しない場合には、立地条件、収益</u> 性等土地価格形成上の諸要素が類似した土 <u>地)の時価を表すものとする。</u> 6・7 略
<u> </u>		<u>に掲</u>	につき1年	<u>A×0.033</u>	
一 令第7条 がる工事	用施設 号に掲	<u>及び</u>		<u>96</u>	
令第7条 第8号に 掲げる施 設	の上 高架 路 下 路 地 て く う ける	又はの道路当下の除設	<u>占用面積1平</u> 方メートル <u>につき1年</u>	A×0.019	

				用料徴収条例	川(平成 17 年さくら市条例第	
改		-	正 案		現	行
	<u>ける</u>	もの				
	地	<u>階</u>		$\underline{A \times 0.005}$		
	下	<u>数</u>				
	(	<u>ガゞ</u>				
	<u> </u>	<u>1</u>				
	$\frac{\mathcal{Y}}{\mathcal{Y}}$	<u>Ø</u>				
	<u>ネ</u>	<u>\$</u>				
	<u>ル</u>	<u>Ø</u>				
	<u>Ø</u>	<u>階</u>		$\underline{A \times 0.008}$		
	上	<u>数</u>				
	<u>Ø</u>	<u>が</u>				
	<u>地</u>	2				
	下	<u>Ø</u>				
	<u>を</u>	<u>\$</u>				
	<u>除</u>	<u>(1)</u>		A > (0, 01		
	<u>&lt;</u>	階		$\underline{A \times 0.01}$		
	<u>。)</u>	<u>数</u>				
	<u>に</u>	<u>が</u>				
	<u>設</u> け	3				
	<u>け</u> る	<u>以</u>				
	<u>\$</u>	上 の				
	<u>の</u>	<u>の</u> <u>も</u>				
	<u>•</u>	<u>り</u>				
	<b>Ζ</b> σ	<u>い</u> 他の		A×0.033		
	<u>もの</u>			11/10,000		
<u> </u>	建築			<u>A×0.019</u>		
第9号に		他の		<u>A×0.013</u>		
掲げる施	<b>\$</b> 0					
<u>設</u>						
<u>令第7条</u>	建築	物		A×0.023		
第 10 号	その	他の		A×0.013		
に掲げる	<u></u> \$0					
施設及び						
自動車駐						
車場						
令第7条	トン	<u>ネル</u>		$\underline{A \times 0.019}$		

○さくら市道路占用料徴収条例(平成 17 年さくら市条例第 157 号) (11/11)

改	正案		現	行
第 11 号 の上又				
<u>に掲げる</u> <u>高架</u> の				
応急仮設 路の路				
建築物 下に影				
<u> </u>				
<u>上空に</u>		<u>A×0.023</u>		
けるも				
その他		<u>A×0.033</u>		
<u>もの</u>				
令第7条第12号に	 <u></u>	<u>A×0.033</u>		
げる器具				
令第7条第14号に	 C掲	A×0.033		
<u> </u>				
備考	1			
<u>1~4</u> <u>略</u>				
5 Aは、近傍類似の	の土地の時価を表す	ものとする。		
<u>6·7</u> <u>略</u>				

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(1/4)

		公共物管理及	UYK用件条	沙川(千万人 17		川末別界 198		(1/4)
改	正	案		But to Char	現		行	
別表(第7条関係)		/\\\	/	別表(第7	(条関係)		(3)	(L. 17)
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	- 440-1		位:円)		7	~~		位:円)
使用又は収益の		単位	金額		用又は収益		単位	金額
II   —	第1種電柱	1本につき1	<u>420</u>	電柱、電		第1種電柱	1 本につき 1	<u>350</u>
	第2種電柱	年	<u>650</u>	線、変圧		第2種電柱	年	<u>540</u>
	第3種電柱		<u>880</u>	塔、郵便		第3種電柱		<u>730</u>
[ ] -··· [·	第1種電話		<u>380</u>	差出箱、		第1種電話		<u>320</u>
公衆電話(電柱で 木					(電柱で			
所、広告あるもの 第			<u>610</u>			第2種電話		<u>500</u>
塔その他を除く。) た	È			塔その他	を除く。)	柱		
これらに	第3種電話		<u>830</u>	これらに		第3種電話		<u>690</u>
類する工	È			類する工		柱		
作物 街灯(電柱)	スは電話柱		32	作物	街灯(電村	と又は電話柱		32
であるもの	を除く。)				であるも	のを除く。)		
その他の柱	類		<u>38</u>		その他の	注類		<u>32</u>
共架電線そ	の他上空に	長さ1メー	4		共架電線·	その他上空に	長さ1メー	3
設ける線類	į	トルにつき1			設ける線	類	トルにつき 1	
地下に設け	る電線その	年	2		地下に設	ける電線その	年	2
他の線類					他の線類			
路上に設け	る変圧器	1 個につき 1	370		路上に設	ける変圧器	1個につき1	310
		年					年	
地下に設け	る変圧器	使用面積1	<u>230</u>		地下に設	ける変圧器	使用面積1	<u>190</u>
		平方メート					平方メート	
		ルにつき 1					ルにつき 1	
		年					年	
変圧塔その	他これに類	1 個につき 1	<u>760</u>		変圧塔その	の他これに類	1個につき1	<u>630</u>
するもの及	び公衆電話	年			するもの	及び公衆電話	年	
所					所			
郵便差出箱	及び信書便		320		郵便差出	箱及び信書便		270
差出箱					差出箱			
広告塔		表示面積1	960		広告塔		表示面積1	960
		平方メート					平方メート	
		ルにつき 1					ルにつき 1	
		年					年	
その他のも	の	使用面積1	<u>760</u>		その他の	もの	使用面積1	630
		平方メート					平方メート	
		ルにつき 1					ルにつき 1	
		年					年	
					l			

(2/4)

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

	改	正	案			現		行	
水道管、	外径が 0.0	07 メートル	長さ1メー	<u>16</u>	水道管、	外径が 0.	07 メートル	長さ1メー	<u>13</u>
下水道	未満のもの	か	トルにつき 1		下水道	未満のもの	か	トルにつき 1	
管、ガス	外径が 0.0	07 メートル	年	<u>23</u>	管、ガス	外径が 0.	07 メートル	年	<u>19</u>
管その他	以上0.1	メートル未満			管その他	以上0.1.	メートル未満		
これらに	のもの				これらに	のもの			
類する施	外径が 0.	1メートル以		<u>34</u>	類する施	外径が 0.	1メートル以		<u>28</u>
設	上 0.15 メ	ートル未満			設	上 0.15 メ	ートル未満		
	のもの					のもの			
	外径が 0.	15メートル		<u>45</u>		外径が 0.	15 メートル		<u>38</u>
	以上0.2	メートル未満				以上0.2。	メートル未満		
	のもの					のもの			
	外径が 0.2	2メートル以		<u>68</u>		外径が 0.	2メートル以		<u>57</u>
	上 0.3 メー	ートル未満の				上 0.3 メ	ートル未満の		
	もの					もの			
	外径が 0.3	3メートル以		<u>91</u>		外径が 0.	3メートル以		<u>76</u>
	上 0.4 メー	ートル未満の				上 0. 4 メ	ートル未満の		
	もの					もの			
	外径が 0.4	4メートル以		<u>160</u>		外径が 0.	4メートル以		<u>130</u>
	上0.7メ	ートル未満の				上0.7メ	ートル未満の		
	もの					もの			
	外径が 0.7	7メートル以		<u>230</u>		外径が 0.	7メートル以		<u>190</u>
	上1メー	トル未満のも				上1メー	トル未満のも		
	の					の			
	外径が1	メートル以上		<u>450</u>		外径が1.	メートル以上		<u>380</u>
	のもの					のもの			
鉄道、軌	道、歩廊、	雪よけその	使用面積1	<u>760</u>			雪よけその	使用面積1	<u>630</u>
·	に類するが		平方メート			に類するカ		平方メート	
	_ , , , ,,	階数が1の		$A \times 0.005$	地下街、	地下街及	階数が1の		$A \times 0.005$
	び地下室	もの	年			び地下室	もの	年	
通路、浄		階数が2の		$A \times 0.008$	通路、浄		階数が2の		A×0.008
化槽その		もの			化槽その		もの		
他これら		階数が3以		$A \times 0.01$	他これら		階数が3以		$A \times 0.01$
に類する		上のもの			に類する		上のもの		
施設	上空に設け	する通路		480	施設	上空に設け	ける通路		480
	地下に設け	ける通路		290		地下に設け	ける通路		290
	その他の	もの		<u>760</u>		その他の	もの		<u>630</u>

	改	正	案			現		行	
露店 商		 日その他の催		10	震店 商	1	日その他の催	1	10
		一時的に設		10			一時的に設		1
	けるもの		ルにつき1			けるもの		ルにつき1	
らに類す			日		らに類す			日	
- ,,,,	その他のこ	<del>1</del> . Ø)	<u></u> 使用面積 1	96		その他の	<u></u> ξ, Φ)	·· 使用面積 1	90
OVERX			平方メート	39	-SUERX	CVAIEVA	000	平方メート	<i>J</i> ,
			ルにつき1					ルにつき1	
			月					月	
看板、標	<b>季</b> 垢	一時的に設		96	看板、標	手垢	一時的に設	万 表示面積 1	9
			双小回傾 1 平方メート	90					Э
			, , , ,					平方メート	
	であるも		ルにつき 1			であるも		ルにつき 1	
トング・		704001	月 志二 <del>二</del> (本)	0.35	キング・		7 0 11 0 2	月	
			表示面積1	960	メー			表示面積1	<u>96</u>
ター、幕			平方メート		ター、幕		の	平方メート	
及びアー			ルにつき 1		及びアー			ルにつき 1	
F			年		チ			年	
	標識		1 本につき 1	<u>610</u>		標識		1 本につき 1	<u>50</u>
			年				T	年	
	旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1	10		旗ざお	祭礼、縁日そ	1本につき1	1
		の他の催し	日				の他の催し	日	
		に際し、一時					に際し、一時		
		的に設ける					的に設ける		
		もの					もの		
		その他のも	1本につき1	96			その他のも	1本につき1	9
		の	月				の	月	
	幕(工事	祭礼、縁日そ	その面積1	10		幕(工事	祭礼、縁日そ	その面積1	1
	用板囲、	の他の催し	平方メート			用板囲、	の他の催し	平方メート	
	足場、詰	に際し、一時	ルにつき 1			足場、詰	に際し、一時	ルにつき 1	
	所その他	的に設ける	日			所その他	的に設ける	日	
	の工事用	もの				の工事用	もの		
	施設を除	その他のも	その面積 1	96		施設を除	その他のも	その面積1	ç
	<. )	の	平方メート			⟨。 )	の	平方メート	
			ルにつき 1					ルにつき 1	
			月					月	
	アーチ	 車道を横断	<u> 7</u> 1 基につき 1	960		アーチ	車道を横断		96
			月					月	
	I	/ 🐷 🔾 - /	r •		11	Ī	, 40.7	j´ •	
		その他のも		480			その他のも		48

○さくら市公共物管理及び使用料条例(平成17年さくら市条例第158号)

(4/4)

	改	正	案		現	行	
太陽光	ど発電設備及び	び風力発電	使用面積1	<u>760</u>	太陽光発電設備及び風力発電	使用面積1	<u>630</u>
設備			平方メート		設備	平方メート	
			ルにつき 1			ルにつき 1	
			年			年	
略			<u>I</u>	1	略		
略					略		

○さくら市営住宅管理条例(平成17年さくら市条例第160号)

(1/3)

改

案

現

行

#### (入居者資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に 掲げる条件(老人等にあっては第2号から第6号ま で、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14 号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復 興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第 1項第2号に規定する被災者等並びに福島復興再生 特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規 定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限 者にあっては第4号及び第5号

TF.

\_\_に掲げる条件)を具備する者でなければならない。

- (1) 略
- (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超え ないこと。

ア・イ 略

ウア及びイ

に掲げ

る場合以外の場合 158,000円

(3)~(6) 略

2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれ かに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上 著しい障害があるために常時の介護を必要とし、か つ、居宅においてこれを受けることができず、又は 受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)~(7) 略

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、アからウまでのいずれかに該当するもの

#### (入居者資格)

- 第6条 市営住宅に入居することができる者は、次に 掲げる条件(老人等にあっては第2号から第6号ま で、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14 号)第21条に規定する被災者等、東日本大震災復 興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第 1項第2号に規定する被災者等並びに福島復興再生 特別措置法(平成24年法律第25号)第27条に規 定する特定帰還者及び第39条に規定する居住制限 者にあっては第4号に規定する被災者等、東日本大 震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第 19条第1項第2号に規定する被災者等並びに第5 号に掲げる条件)を具備する者でなければならな い。
  - (1) 略
  - (2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に 応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超え ないこと。

ア・イ 略

ウ アに規定する被災者等、東日本大震災復興特 別区域法(平成23年法律第122号)第19条第 1項第2号に規定する被災者等並びにイに掲げ る場合以外の場合 158,000円

(3)~(6) 略

- 2 前項に規定する「老人等」とは、次の各号のいずれ かに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上 著しい障害があるために常時の介護を必要とし、か つ、居宅においてこれを受けることができず、又は 受けることが困難であると認められる者を除く。
  - (1)~(7) 略(8) 配偶者が
  - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、ア又はイーのいずれかに該当するもの

○さくら市営住宅管理条例(平成17年さくら市条例第160号)

(2/3)

改

TF.

案

現

行

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の一時保護、配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の婦人保護施設における保護又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ略

ウ 配偶者からの暴力被害者の取扱い等に関する証明書の発行について(平成20年5月9日雇児福発第0509001号)の婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者、若しくは配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について(平成16年3月31日国住総第191号国土交通省住宅局長通知)に基づき、婦人相談所以外の配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して被害者支援を行う民間支援団体において、公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

(9) 略

3~5 略

(修繕費用の負担)

第22条 略

- 2 略
- 3 市長は、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、借上げ市営 住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 4 略

(期間通算)

第36条 市長が、<u>第7条第1項</u>の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は

ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日

から起算して5

年を経過していない者

イ略

(9) 略

3~5 略

(修繕費用の負担)

第22条 略

- 2 略
- 3 市長は、<u>前項</u>の規定にかかわらず、借上げ市営 住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。
- 4 略

(期間通算)

第36条 市長が、<u>第8条第1項</u>の規定による申込み をした者を他の市営住宅に入居させた場合におけ る第30条から前条までの規定の適用については、 その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は

# さくら市営住宅管理条例の一部を改正する条例案新旧対照条文(傍線の部分は改正部分)

○さくら市営住宅管理条例(平成17年さくら市条例第160号)

(3/3)

改正案	現行
改 正 案 法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該市営住宅に入居している期間に通算する。 2 略	法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃 止により明渡しをすべき公営住宅に入居していた

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年さくら市条例第170号)

案

(1/2)

#### (服務規律)

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に 従事するものとする。ただし、招集を受けない場合 であっても、<u>災害(水火災又は地震等の災害をいう。</u> <u>以下同じ。)</u>の発生を知ったときは、あらかじめ指 定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事し なければならない。

ΤĒ

#### (報酬)

- 第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。
- 2 一般消防団員には、別表第1に定める年額報酬を 支給する。
- 3 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合 においては、別表第2に定める出動報酬を支給する。 ただし、一の団員に支給する出動報酬の額は、災害 の職務に従事する場合を除き、1年度当たり3万円 を限度とする。
- 4 第2項の年額報酬は、年度当たり1回も招集に応じない一般消防団員にはこれを支給しない。

/#h	ш		< I	₩/
	ш	-11	-4	昌)
\ ₩	/ []	71	- 1	$\mathbf{z}$

第13条 \_\_\_\_\_\_

- 前条第3項の場合を除き、団員が公務のため旅行 した場合は、さくら市職員の旅費に関する条例(平 成20年さくら市条例第12号)の規定により計算さ れる市の職員の旅費の額に相当する額を支給する。
- 2 報酬及び費用弁償の支給方法については、さくら 市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁 償に関する条例(平成17年さくら市条例第44号) の例による。

### (服務規律)

現

第8条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に 従事するものとする。ただし、招集を受けない場合 であっても、水火災その他の災害

\_\_\_\_\_の発生を知ったときは、あらかじめ指 定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事し なければならない。

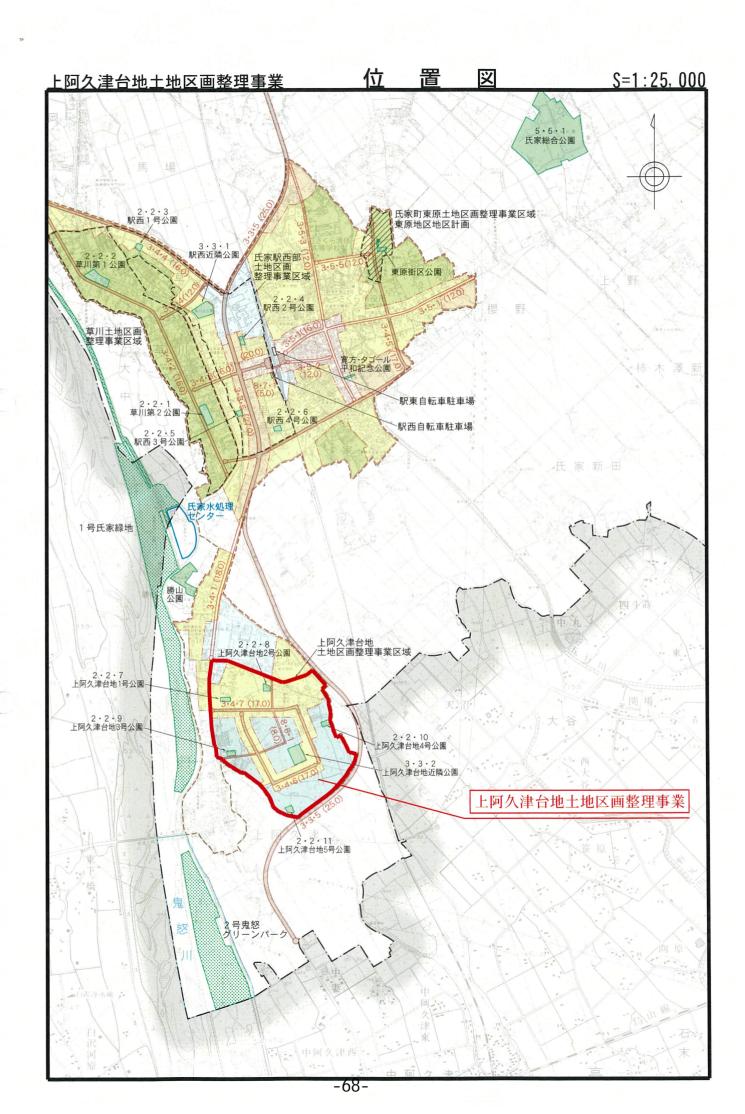
#### (報酬)

- 第12条 次の各号に掲げる階級の一般消防団員には、当該各号に規定する報酬を支給する。
  - (1) 団長 年額 200,000 円
  - (2) 副団長 年額 150,000 円
  - (3) 本部長 年額 120,000円
  - (4) 副本部長 年額 115,000 円
  - (5) 本部次長 年額 110,000 円
  - (6) 本部部員 年額 100,000 円
  - (7) 分団長 年額 100,000 円
  - (8) 副分団長 年額83,000円
  - (9) 部長 年額 69,000 円
  - (10) 班長 年額 51,000 円
  - (11) 団員 <u>年額 45,000 円</u> (費用弁償)
- 第13条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事 する場合においては、1回当たり2,000円の費用の 弁償を行う。ただし、一の団員に支給する費用弁償 の額は、1年度当たり3万円を限度とする。
- 2 団員が公務のため旅行した場合は、前項に定める もののほか、さくら市職員の旅費に関する条例(平成20年さくら市条例第12号)の規定により計算される市の職員の旅費の額に相当する額を支給する。

さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文 (<u>傍線の部分</u>は改正部分)

○さくら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成17年さくら市条例第170号) (2/2)

	改			矣	現	行	
別	表第1(第12	2 条関係)					
	階級等 報酬の額						
	団長 年額 200, 000 円						
	副団長		年額 150,0	00 円			
	本部長		年額 120,0	00 円			
	副本部長		年額 115,0	00 円			
	本部次長		年額 110,0	00 円			
	本部部員		年額 100,0	00 円			
	分団長		年額 100,0	00 円			
	副分団長		年額 83,00	0 円			
	<u>部長</u>		年額 69,00	0 円			
	<u>班長</u>		年額 51,00	0円			
	団員		年額 45,00	0円			
<u>別</u>	表第2(第12	1	T				
	区 分	支給単位	<u>出動時間</u>	報酬の額			
	災害の場	1日	2時間未	2,000円			
	<u></u>		満				
			2 時間以	4,000 円			
			<u>上4時間</u>				
			未満	0.000 [			
			<u>4 時間以</u> 上	8,000 円			
	警戒、訓	1回		2,000 円			
	練等の場	<u> 1 123</u>	_	<u>2,000   1</u>			
	合						



令和5年2月

さくら市市道認定調書

さくら市

令和4年度 市道路線認定

整理番号	路線名	起		終	<u> </u>	主要な経過地
1	市道U1628号	さくら	市馬場	さくら市馬場		
2	市道U1629号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
3	市道U1630号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
4	市道U1631号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
5	市道U1632号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
6	市道U1633号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
7	市道U1634号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
8	市道U1635号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
9	市道U1636号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
10	市道U1637号	さくら	市氏家	さくら	市氏家	
11	市道U1638号	さくらす	<b></b> 万蒲須坂	さくらī	<b></b>	

令和5年2月

さくら市市道廃止調書

さくら市

令和4年度 市道路線廃止

整理番号	路線名	起	<u>」                                    </u>	終	点	主要な経過地
1	市道U1-14号	さくら市櫻野		さくら市氏家		
2	市道U1-18号	さくら市上阿久津		さくら市	ī上阿久津	

